



遺産の評価を下げる対策

③

相続税は節税の余地がかなりある。だが、亡くなる前に対策が必要なものが多い。確認してみよう。

小規模宅地の特例 (特定居住用)

- 相続財産の中で最も高額になるのは一般的に不動産。
 - 相続税を納める場合、原則として現金で納めるので、土地を売らなければならないケースも出てくる。
 - しかし、330㎡以下の居住用宅地については、相続税評価額から80%を減額でき、自宅の土地を売却せずに住み続けられるということだ。
 - 被相続人が老人ホームに入所して終身利用権を取得した場合は、空き家になっていても、特例は受けられる。
 - 基本的には故人と同居していた親族が対象の特例だが、同居していなくても次の6つの要件を満たせば受けられる「家なき子の特例」がある。
- 今年の税制改正で「相続開始前もいずれのときも自宅を所有したことがない」という要件が追加された。
 - 家なき子特例の6つの要件
 - ① 故人に、配偶者も同居の親族もいない。
 - ② 3年以内に自己または配偶者所有の家に住んだことがない。
 - ③ 3年以内に3親等以内の親族の家に住んでいない。
 - ④ 3年以内に特別な関係の法人が持つ家に住んでいない。
 - ⑤ 相続開始前のいずれのときにおいても自宅を所有したことがない。
 - ⑥ 相続した宅地を10カ月以内に売却しない。